

## 補助金等の終期の設定について

本市の補助金等は終期が設定されていないものが多く、漫然と交付が続く傾向にあったことから、補助金等の目的、効果、妥当性等を検証し、補助金制度を見直す機会を設けるため、原則として全ての補助金等に終期を設定しました。

### 補助金等の終期設定の流れ

令和3年8月末現在		R3 予算額
補助金・交付金等（総数）	342件	5,005,073千円
・終期が設定されている補助金等	27件	579,329千円
・交付要綱のない補助金等（下水道事業会計補助金等）	6件	2,167,972千円
・終期が設定されていない補助金等	<b>309件</b>	2,257,772千円



終期の設定（令和4年1月14日 補助金等交付要綱等一部改正）	
(1) 令和4年3月31日に終期を設定した補助金等（令和3年度で廃止）	<b>26件</b>
※事業効果が低いもの、目的を達成したもの等	R3 予算額 3,751千円
(2) 令和5年3月31日に終期を設定した補助金等（令和4年度で廃止）	<b>8件</b>
※(1)と同様だが、猶予期間が必要なもの	R3 予算額 4,670千円
(3) 令和6年3月31日に終期を設定した補助金等（原則として継続）	<b>259件</b>
※公益性が高いもの、事業効果が高いもの、目的が未達成のもの	R3 予算額 2,017,836千円
(4) 終期設定をしない補助金等	<b>16件</b>
※条例で規定されているもの等	R3 予算額 231,515千円



終期の再設定（令和5年度）
○終期を5年度末とした補助金等について、継続の必要性を再検討し、必要性が低下したものは、そのまま廃止または終期を令和6～9年度末に設定する。
○継続すべきものは、原則として、終期を令和10年度末に設定する。
【新設する補助金等】 要綱等の制定時に3～5年程度で終期を設定する。



終期が到来する補助金等について、その前年度までに継続の必要性を再検討し、次の終期を設定する。（以降、検討を繰り返す）